

神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)と社団法人神奈川県建設業協会、社団法人神奈川県電業協会、社団法人神奈川県空調衛生工業会、社団法人横浜建設業協会、社団法人川崎建設業協会、社団法人川崎市空調衛生工業会の6者(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、神奈川県内に大規模な地震が発生した場合に、甲の所管する公共建築物(以下「施設」という。)の点検及び応急措置(以下「点検等」という。)に対する乙の協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、県内に大規模な地震が発生した場合に、施設の点検等に関して乙に協力を要請できるものとする。

(要請の手続)

第3条 前条の協力要請は、次のとおり行うものとする。

- (1) 甲は、点検等を行う施設を特定して乙に協力を要請する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、甲が別に指定する施設(以下「指定施設」という。)については、当該施設の所在する市町村の区域(横浜市及び川崎市にあっては区)において、気象庁が震度6弱以上を発表したときには、甲の協力要請があったものとみなす。

(出動)

第4条 乙は、甲からの協力要請を受けた場合には、速やかに点検等を行うための体制を確立し、必要な人員、機材等を出動させるものとする。

(2) 前項の規定に基づき出動した者は、施設管理者の指示に従うものとする。

(費用負担)

第5条 甲は、施設管理者の指示に基づく応急措置に要した費用を負担するものとする。

(災害補償)

第6条 この協定に基づく業務に従事中の者が、その者の責めに帰すことができない理由により死亡又は負傷したときは、甲は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例(昭和37年神奈川県条例第51号)に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、その他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責を免れる。

(人員等の組織編成状況の報告)

第7条 乙は、この協定による点検等に出動させることができる人員等の組織編成状況を毎年4月末日までに、甲に文書で報告するものとする。

(訓練)

第8条 甲は、この協定に基づく点検等が円滑に行なわれるよう、乙に対して防災訓練の参加を求めることができるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から1年間をもって終了する。

2 この協定の終了日前30日までに甲、乙の一方又は双方から文書により協定を更新しない旨の通知がないときは、前項の規定にかかわらず、この協定の有効期間は、なお引き続き1年間更新されたものとみなし、以降もまた同様とする。

附 則

この協定の成立を証するため、本書を7通作成し、甲及び乙のそれぞれの代表者が、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年1月23日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松 沢 成 文

乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 神奈川県建設業協会
会 長 金 泉 隆 介

横浜市中区長者町4丁目9番3号
社団法人 神奈川県電業協会
会 長 内 藤 幸 一

横浜市中区海岸通4丁目18番地
社団法人 神奈川県空調衛生工業会
会 長 川 本 守 彦

横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会 長 白 井 享 一

川崎市川崎区宮本町7番地5
社団法人 川崎建設業協会
会 長 大 山 廣 晃

川崎市川崎区本町1丁目5番15号
社団法人 川崎市空調衛生工業会
会 長 樋 山 晴 久

神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定細目

神奈川県（以下「甲」という。）と社団法人神奈川県建設業協会、社団法人神奈川県電業協会、社団法人神奈川県空調衛生工業会、社団法人横浜建設業協会、社団法人川崎建設業協会、社団法人川崎市空調衛生工業会の6者（以下「乙」という。）は、神奈川県公共建築物に係る地震時の点検等の協力に関する協定（以下「協定」という。）が適切に実施されるよう、次のとおり協定細目を締結する。

（定義）

第1条 この協定細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 甲の所管する公共建築物とする。
- (2) 自動出動 協定第3条第2号に基づき、甲の協力要請があったものとみなして行う出動。
- (3) 会員 乙に加入している企業。
- (4) 予備会員 自動出動の会員が何らかの理由で指定施設に出動できない場合に、自動出動会員の要請に基づき出動する会員。

（指定施設）

第2条 協定第3条第2号に規定する指定施設は、別表「指定施設一覧」に記載する施設とする。甲は指定施設に変更があった場合には、速やかに乙に通知するものとする。

（出動体制等）

第3条 乙は、自動出動する会員及び予備会員を指名して、自動出動のための編成を行ない、甲に報告するものとする。

- 2 前号の編成は、建築、電気、機械の各業種ごとに行うものとする。
- 3 乙は、災害時の車両通行規制に対応するため、あらかじめ甲と協議のうえ、緊急車両の手続きをとるものとする。
- 4 甲は、会員が行う点検等が迅速かつ効果的に行われるよう、あらかじめ指定施設の概要、平面図等を提供するとともに、「公共建築物の安全点検・安全措置調査票」（以下「調査票」という。）を作成する。

（人員等の組織編成状況の報告）

第4条 平成18年度については、協定書第7条の規程にかかわらず、平成19年2月28日までに人員等の編成状況を報告するものとする。

（地震発生時の行動）

第5条 震度6弱以上の地震が発生した場合は、次のとおりとする。

- (1) 甲及び施設管理者の行動
 - ア 甲は、乙に対する連絡体制を整えるとともに、情報の収集や乙に対して協定発動の確認を行う。
 - イ 甲は、第2条に定める指定施設以外の施設については、乙に対して必要に応じて点検等の協力要請を行うものとする。

ウ 出動を受けた施設管理者は、施設の被害状況等について、適宜会員に説明することとする。

(2) 乙の行動

ア 乙は、甲の要請に対応するために必要な準備等の指示を会員に対して行なうものとする。

イ 乙は、会員の準備状況を把握するものとする。

ウ 乙は、甲の協力要請及びその他の情報を会員に速やかに連絡し、要請のあった施設に出動させるものとする。

エ 乙は、会員の出動状況(自動出動した会員を含む。)を把握するものとする。

(3) 会員の行動

ア 自動出動会員は、テレビ、ラジオ等の報道により、指定施設の所在する市町村(政令市にあっては区)で震度6弱以上の地震の発生が確認された場合には、必要な資機材を携帯し、担当する施設に速やかに出動する。

イ 自動出動する会員は、自らが出動できない場合には、速やかに予備会員の出動を依頼する。

ウ 出動した会員は、施設管理者の指示に従い、調査票に基づき建築、電気及び機械の点検等を実施するものとする。

2 要請による点検等を行なう場合には、前項第1号及び第2号並びに第3号ウに準ずる。

(報告書)

第6条 点検等を行なった会員は、施設管理者に次の書類を提出することとする。

- (1) 点検等の内容を記載した調査票
- (2) 点検等の前後の写真
- (3) その他甲が必要と認める書類

附 則

この協定の成立を証するため、本書を7通作成し、甲及び乙のそれぞれの代表者が、記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年1月23日

甲 横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 松 沢 成 文

乙 横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 神奈川県建設業協会
会 長 金 泉 隆 介

横浜市中区長者町4丁目9番3号
社団法人 神奈川県電業協会
会 長 内 藤 幸 一

横浜市中区海岸通4丁目18番地
社団法人 神奈川県空調衛生工業会
会 長 川 本 守 彦

横浜市中区太田町2丁目22番地
社団法人 横浜建設業協会
会 長 白 井 享 一

川崎市川崎区宮本町7番地5
社団法人 川崎建設業協会
会 長 大 山 廣 晃

川崎市川崎区1丁目5番15号
社団法人 川崎市空調衛生工業会
会 長 樋 山 晴 久